

平成28年12月 1 日

株 主 各 位

東京都台東区上野五丁目 8 番 5 号

株式会社 S H O E I

代表取締役社長 石田 健一郎

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月20日（火曜日）営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月21日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時20分)
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目 6 番 2 号
一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 7 階 中会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第60期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 取締役 2 名選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
 - 第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://jp.shoei.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や良好な雇用環境が続いておりましたが、個人消費が伸びず、中国経済の減速や年明けから円高が続き、6月にはイギリスのEU離脱が決定的となり、一段と円高が進み輸出企業を中心に今後の先行きに不透明感が広がる結果となりました。

高級二輪乗車用ヘルメット市場については、欧州市場は、難民問題、イギリスのEU離脱問題等により今後の先行きに不透明感が広がる結果となりましたが、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペイン等を中心に二輪新車販売の増加と共にヘルメット市場も増加しました。

北米市場は、リーマンショック以降、米国の二輪新車販売は減少傾向にあります。ヘルメット市場は横ばいで推移しました。

日本市場は、二輪新車販売は減少しておりますが、中古車販売が増加し全体として登録台数が増加した結果、ヘルメット市場も増加しました。

アジア市場は、全体的に拡大しておりますが、特に中国の中大型二輪車販売が急速に増加している結果、ヘルメット市場も急速に増加しました。

このような状況の下、当社グループはお客様のニーズに応えた高品質・高付加価値の新製品ヘルメットを積極的に市場投入した結果、当連結会計年度における日本、海外を合わせた販売数量が、前年度比6%増加となりました。欧州市場では、当社製品が好調に推移し販売数量が前年度比8%増加となり市場占有率が高まりました。北米市場では、代理店の在庫調整もあり販売数量が前年度比18%減少となりました。日本市場では、販売数量が前年度比11%増加となり前期に続き好調を維持しました。アジア市場では、全体的に販売数量が増加しておりますが、特に当期から本格参入した中国市場では、販売数量が前年度比400%増加となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は14,138百万円と、前年度比106百万円(▲0.7%)の減収、営業利益は3,145百万円と、前年度比64百万円(▲2.0%)の減益となりました。営業利益の増益要因として、製品売上が増加が638百万円、販売費及び一般管理費の減少で44百万円、その他272百万円ありました。一方、減益要因としては、円高の影響が521百万円、生産数量増加に伴う製造原価の増加が500百万円ありました。経常利益は3,244百万円と、前年度比151百万円(4.9%)の増益となりました。経常利益の主な増益要因として、為替予約による為替差益が89百万円(前連結会計年度 為替差損 117百万円)ありました。また、税金等調整

前当期純利益は3,232百万円と、前年度比210百万円（7.0％）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は2,192百万円と、前年度比195百万円（9.8％）の増益となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

（単位：百万円、％）

| 品 目 名               | 第 59 期<br>(平成27年<br>9月期) | 構 成 比 | 第 60 期<br>(平成28年<br>9月期) |       |       |
|---------------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|
|                     |                          |       |                          | 構 成 比 | 前 期 比 |
| 二 輪 乗 車 用 ヘ ル メ ッ ト | 13,335                   | 93.6  | 13,239                   | 93.6  | △0.7  |
| 官 需 用 ヘ ル メ ッ ト     | 93                       | 0.7   | 65                       | 0.5   | △30.6 |
| そ の 他               | 814                      | 5.7   | 833                      | 5.9   | 2.4   |
| 合 計                 | 14,244                   | 100.0 | 14,138                   | 100.0 | △0.7  |

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

（単位：百万円、％）

| 販 売 地 域 | 第 59 期<br>(平成27年<br>9月期) | 構 成 比 | 第 60 期<br>(平成28年<br>9月期) |       |       |
|---------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|
|         |                          |       |                          | 構 成 比 | 前 期 比 |
| 国 内     | 3,588                    | 25.2  | 4,097                    | 29.0  | 14.2  |
| 欧 州     | 6,494                    | 45.6  | 6,107                    | 43.2  | △6.0  |
| 北 米     | 3,270                    | 23.0  | 2,484                    | 17.6  | △24.0 |
| そ の 他   | 890                      | 6.3   | 1,448                    | 10.2  | 62.5  |
| 合 計     | 14,244                   | 100.0 | 14,138                   | 100.0 | △0.7  |

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は完成前の投資も含め848百万円で、その主なものは茨城工場の建物（附属設備を含む）70百万円、機械及び装置192百万円、金型89百万円、工具器具備品18百万円及び岩手工場の建物（附属設備を含む）39百万円、機械及び装置250百万円、金型81百万円、工具器具備品30百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                        | 第 57 期<br>(平成25年 9 月期) | 第 58 期<br>(平成26年 9 月期) | 第 59 期<br>(平成27年 9 月期) | 第 60 期<br>(平成28年 9 月期) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売 上 高(百万円)                 | 11, 158                | 13, 406                | 14, 244                | 14, 138                |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円)   | 799                    | 1, 669                 | 1, 996                 | 2, 192                 |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 58                     | 121                    | 145                    | 159                    |
| 総 資 産(百万円)                 | 9, 407                 | 11, 478                | 12, 867                | 13, 453                |
| 純 資 産(百万円)                 | 7, 547                 | 8, 933                 | 10, 101                | 10, 489                |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 548                    | 648                    | 733                    | 761                    |

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、従来同様、以下の4点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

##### ① コスト削減

原油、素材市況の変動による影響がないわけではありませんが、原材料、部品の共通化並びに生産の効率化及び平準化による製造原価の低減を徹底してまいります。

##### ② 為替対策

外貨建ての販売高が売上高の過半を占めておりますので、為替相場の変動は、当社グループの主要な業績変動要因となっております。

将来の為替相場を常に的確に予想することは極めて困難でありますので、当社グループと致しましては為替予約等を活用することによって、為替リスクの極小化を図ってまいりたいと考えております。

##### ③ P L 案件

業績変動要因の一つとして、製造物責任法に基づく損害賠償請求案件（P L 案件）があげられ、当社グループと致しましてはリスク・ヘッジのためにP L 保険を付保しております。

##### ④ 知的財産権

当社製品がプレミアムヘルメットとしてのポジションを堅持していくための必要不可欠なものに、特許、意匠、商標など知的財産権の確保があります。製品に活かされた当社独自の技術力、品質、機能は、特許取得により他社の追随を退けます。先進的な感性に裏打ちされたデザインは、独自性確立のため意匠登録がなされており、SHOEIロゴをはじめとした商標登録とともにSHOEIのプレミアムヘルメットブランドの地位を確実なものにします。

#### (6) 主要な事業内容（平成28年 9 月30日現在）

二輪乗車用を中心とした各種FRP（強化プラスチック）ヘルメットの製造販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成28年9月30日現在）

① 主要な営業所及び工場

| 社名                              | 所在地                                                                    |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 当社                              | 本社：東京都台東区、茨城工場：茨城県稲敷市、<br>岩手工場：岩手県一関市                                  |
| SHOEI (EUROPA) GMBH             | EICHSFELDER STR. 27 40595 DUSSELDORF, GERMANY                          |
| SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | EICHSFELDER STR. 27 40595 DUSSELDORF, GERMANY                          |
| SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | 21 RUE GAMBETTA, ZA DU PETIT ROCHER F-77870 VULAINES SUR SEINE, FRANCE |
| SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | 3002 DOW AVE, SUITE 128, TUSTIN, CA. 92780, U. S. A.                   |
| SHOEI ITALIA S. R. L.           | VIA BISCEGLIE 74, 20152 MILANO, ITALY                                  |

## ② 使用人の状況

### イ. 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 443 (57) 名 | △ 2 (＋ 6) 名           |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ロ. 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 409 (54) 名 | ＋ 1 (＋ 5) 名 | 44.2歳   | 17.6年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金      | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|------------------------------------|------------|---------|-------------------------------|
| SHOEI (EUROPA) GMBH                | 25,564ユーロ  | 100%    | 欧州地域の代理店管理及び<br>マ ー ケ テ ィ ン グ |
| SHOEI DISTRIBUTION<br>GMBH         | 100,000ユーロ | 100%    | ヘルメットの販売                      |
| SHOEI EUROPE<br>DISTRIBUTION SARL  | 609,797ユーロ | 100%    | ヘルメットの販売                      |
| SHOEI SAFETY HELMET<br>CORPORATION | 122,500米ドル | 100%    | 北米地域の代理店管理及び<br>マ ー ケ テ ィ ン グ |
| SHOEI ITALIA S. R. L.              | 100,000ユーロ | 100%    | ヘルメットの販売                      |

## (9) 主要な借入先及び借入額（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 56,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,772,400株 （自己株式550株を含む）
- (3) 株主数 4,089名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                        | 持 株 数 （ 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|
| 昭 和 電 工 株 式 会 社                                                                              | 888,000     | 6.44          |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY                                                          | 738,900     | 5.36          |
| ア ル ク 産 業 株 式 会 社                                                                            | 700,000     | 5.08          |
| NORTHERN TRUST CO.<br>(AVFC) RE IEDU UCITS CL<br>IENTS NON LENDING 15 PC<br>T TREATY ACCOUNT | 608,700     | 4.41          |
| RBC IIST 15 PCT NON<br>L E N D I N G A C C O U N T<br>- C L I E N T A C C O U N T            | 594,400     | 4.31          |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                                             | 546,600     | 3.96          |
| 株 式 会 社 太 陽                                                                                  | 500,000     | 3.63          |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                                         | 489,600     | 3.55          |
| 山 田 勝                                                                                        | 410,000     | 2.97          |
| 明 和 産 業 株 式 会 社                                                                              | 400,000     | 2.90          |

（注）持株比率は自己株式（550株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|-----------|-----------|-------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 山 田 勝     | みさき投資株式会社 社外取締役                     |
| 代表取締役社長   | 安 河 内 曠 文 | SHOEI（EUROPA）GMBH 取締役               |
| 取 締 役     | 平 野 明 人   |                                     |
| 取 締 役     | 大 野 信 太 郎 | 商品企画本部長兼商品企画部長                      |
| 取 締 役     | 鶴 見 優 之   | 生産本部長兼茨城工場長                         |
| 取 締 役     | 石 田 健 一 郎 | 海外営業部長<br>SHOEI（EUROPA）GMBH 代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 小 林 慶 一 郎 | 慶應義塾大学経済学部教授<br>経済産業研究所ファカルティフェロー   |
| 取 締 役     | 清 水 匡 輔   | 弁護士（佐藤総合法律事務所）                      |
| 常 勤 監 査 役 | 石 黒 高 興   |                                     |
| 監 査 役     | 小 出 豊     | 小出公認会計事務所代表<br>東京産業株式会社 監査役         |
| 監 査 役     | 山 上 欣 二   |                                     |

- (注) 1. 平成27年12月22日開催の第59期定時株主総会にて、清水匡輔氏は取締役役に選任されました。
2. 監査役 石黒高興氏は長年に亘り経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 小出豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 小林慶一郎氏及び清水匡輔氏は、社外取締役であり、監査役 小出豊氏及び山上欣二氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏並びに監査役 小出豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成28年10月1日付役員人事に伴い、取締役の地位は次の通りとなっております。

代表取締役社長 石 田 健一郎

専 務 取 締 役 鶴 見 優 之

常 務 取 締 役 大 野 信太郎

取 締 役 安河内 曠 文



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 | 報酬等の額     |
|-----------|------|-----------|
| 取締役       | 8名   | 156,194千円 |
| (うち社外取締役) | (2名) | (8,400千円) |
| 監査役       | 3名   | 13,856千円  |
| (うち社外監査役) | (2名) | (4,800千円) |
| 合 計       | 11名  | 170,050千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年12月19日開催の定時株主総会決議において年額170,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年12月19日開催の定時株主総会決議において年額15,000千円以内と決議いただいております。
3. 当期末現在の人員は、取締役8名、監査役3名であります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当期における役員退職慰労引当金の繰入額30,317千円（取締役6名に対し29,136千円、監査役1名に対し1,181千円）

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

- イ. 取締役小林慶一郎氏は、慶應義塾大学経済学部教授、経済産業研究所ファカルティフェローであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役清水匡輔氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役小出豊氏は、小出公認会計事務所代表、東京産業株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会（14回開催） | 監査役会（13回開催） |
|-----------|-------------|-------------|
|           | 出席回数        | 出席回数        |
| 取締役 小林慶一郎 | 13回         | —           |
| 取締役 清水匡輔  | 10回         | —           |
| 監査役 小出 豊  | 13回         | 12回         |
| 監査役 山上欣二  | 14回         | 13回         |

（注）取締役清水匡輔氏は、平成27年12月22日開催の第59期定時株主総会にて選任され就任致しましたので、平成27年12月22日以降に開催された取締役会10回の開催状況を記載しております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役小林慶一郎氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

取締役清水匡輔氏は、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から取締役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

監査役小出豊氏は、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、監査役山上欣二氏は、豊富な実務経験と幅広い見識から、いずれも取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

## 5. 会計監査に関する事項

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当期に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 30,300千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,100千円 |

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人と同一のネットワークに属していない公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計法第2条第1項の業務以外である、財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。概要並びに当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況は、以下の通りであります。

### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制について

〔体制〕

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、業務執行取締役に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのような団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 経営会議や各種会議体をはじめ社内掲示板等を利用し、全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
- (2) 業務執行取締役に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役2名体制としております。
- (3) 監査役は、監査役監査及び取締役会、経営会議に出席し独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しています。

- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」を阻害するリスクを評価し、リスクありと判断した場合には必要に応じてその改善を促しております。
- (5) 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には「コンプライアンス規程」に従い直ちに報告しております。
- (6) 法令及びその他のコンプライアンス違反に関する事実を知った場合は、「コンプライアンス規程」に従い社内通報が行われております。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めています。
- (8) 情報セキュリティにより保護されたIT環境を利用して、正確かつ効率的な情報伝達を行っております。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応部署に報告・相談しております。

## 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について 〔体制〕

- (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます）については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に検索可能な状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持します。
- (2) 社外取締役並びに監査役から求められたときは、取締役の職務執行に関する重要な文書を適時閲覧に供することができるようになります。
- (3) 会社の重要な情報の開示に関連するルールを明文化し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

### 〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役の職務執行に係る会議体資料や議事録等の情報は、文書管理規程及び法令に基づき適切に保存及び管理させています。
- (2) 情報の閲覧を社外取締役並びに監査役から求められたときは、適時閲覧できるようにしております。
- (3) 重要情報の開示は当社関係規程、法令及び証券取引所の諸規則等に従い開示しております。

## 3 リスクの管理に関する規程その他の体制について 〔体制〕

- (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。

- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

〔運用状況の概要〕

- (1) リスク管理規程に従い個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備しています。
- (2) リスク管理規程に従い、当社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (3) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の事業運営に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、その対策について経営会議等で審議させております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、取締役及び部長によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び業務執行を担当する経営幹部によって構成される経営会議において、現場からの的確な情報に基づき経営方針を議論し、その後行われる取締役会の審議を経て業務執行を決定しています。
- (2) 取締役会での決定後、組織管理規程に従い業務が分掌され、権限が付与されて業務の執行を行っております。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行います。

- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (3) 本社経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、その評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底に努めます。
- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査部門に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告し、それらへの対応を迅速に行います。

#### 〔運用状況の概要〕

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に応じてモニタリングを行っております。
- (2) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しています。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- (3) 当社及び子会社各社の効率的な業務執行並びに財務報告の信頼性の確保のための体制を整備し、定期的にモニタリングを実施しております。また、必要に応じ改善を求めています。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、当該国の法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社への周知徹底を図っております。
- (5) リスク管理規程に従い、子会社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。

- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する事項、監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

〔体制〕

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部門及び内部監査部門等は、監査役の求めにより監査役の監査に必要な調査を補助します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 現在、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置いておりませんが、監査役補助者を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意で実施いたします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有しております。また、関係部署は、監査役の求めにより監査に必要な調査に協力しております。

- 7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の遵守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。
- (4) 「コンプライアンス規程」の遵守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。



〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告しています。また、監査役はいつでも当該事項に関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めています。
- (2) 「コンプライアンス規程」及び関係規程に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告が適切に行われております。
- (3) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。
- (4) 「コンプライアンス規程」に従い、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。

8 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

〔体制〕

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
- (2) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。

〔運用状況の概要〕

監査役職務の執行に必要となる費用については、監査計画を踏まえ、通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しております。

9 その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

〔体制〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- (2) 業務執行取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- (3) 業務執行取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (4) 代表取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合の機会を設けております。
- (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるようにしております。
- (3) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供しております。
- (4) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役と会計監査人及び内部監査室による情報交換の機会を設けております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年 9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部                 |            |
|---------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産       | 11,018,422 | 流 動 負 債                 | 2,065,196  |
| 現 金 及 び 預 金   | 7,196,827  | 買 掛 金                   | 581,543    |
| 受取手形及び売掛金     | 1,226,441  | 未 払 金                   | 247,741    |
| 商 品 及 び 製 品   | 948,771    | 未 払 法 人 税 等             | 608,579    |
| 仕 掛 品         | 387,795    | 賞 与 引 当 金               | 196,400    |
| 原材料及び貯蔵品      | 482,528    | そ の 他                   | 430,930    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 181,071    | 固 定 負 債                 | 899,304    |
| 為 替 予 約       | 22,626     | 役員退職慰労引当金               | 292,677    |
| そ の 他         | 577,483    | 退職給付に係る負債               | 574,556    |
| 貸 倒 引 当 金     | △5,121     | 資 産 除 去 債 務             | 32,070     |
| 固 定 資 産       | 2,435,185  | 負 債 合 計                 | 2,964,500  |
| 有 形 固 定 資 産   | 2,081,041  | 純 資 産 の 部               |            |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 790,614    | 株 主 資 本                 | 11,433,858 |
| 機械装置及び運搬具     | 791,779    | 資 本 金                   | 1,394,778  |
| 工具、器具及び備品     | 185,077    | 資 本 剰 余 金               | 391,621    |
| 土 地           | 211,544    | 利 益 剰 余 金               | 9,648,043  |
| 建 設 仮 勘 定     | 102,027    | 自 己 株 式                 | △585       |
| 無 形 固 定 資 産   | 62,092     | その他の包括利益累計額             | △944,750   |
| 投資その他の資産      | 292,051    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 570        |
| 繰 延 税 金 資 産   | 260,686    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △761,520   |
| そ の 他         | 31,365     | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △183,800   |
| 資 産 合 計       | 13,453,608 | 純 資 産 合 計               | 10,489,108 |
|               |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 13,453,608 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成27年10月1日)  
(至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |            |
|-----------------|-----------|------------|
| 売上高             |           | 14,138,052 |
| 売上原価            |           | 8,263,266  |
| 売上総利益           |           | 5,874,785  |
| 販売費及び一般管理費      |           | 2,729,209  |
| 営業利益            |           | 3,145,575  |
| 営業外収益           |           |            |
| 受取利息            | 3,374     |            |
| 為替差益            | 89,291    |            |
| その他             | 16,403    | 109,070    |
| 営業外費用           |           |            |
| 債権売却損           | 8,892     |            |
| その他             | 1,603     | 10,495     |
| 経常利益            |           | 3,244,150  |
| 特別利益            |           |            |
| 固定資産売却益         | 759       | 759        |
| 特別損失            |           |            |
| 固定資産除却損         | 12,401    | 12,401     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 3,232,507  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,032,406 |            |
| 法人税等調整額         | 7,210     | 1,039,617  |
| 当期純利益           |           | 2,192,889  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 2,192,889  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成27年10月1日）  
（至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

|                              | 株 主 資 本   |         |           |         |            |
|------------------------------|-----------|---------|-----------|---------|------------|
|                              | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                    | 1,394,778 | 391,621 | 8,446,731 | △477    | 10,232,653 |
| 当 期 変 動 額                    |           |         |           |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |         | △991,577  |         | △991,577   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |           |         | 2,192,889 |         | 2,192,889  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |         |           | △107    | △107       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額（純 額） |           |         |           |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                | —         | —       | 1,201,312 | △107    | 1,201,204  |
| 当 期 末 残 高                    | 1,394,778 | 391,621 | 9,648,043 | △585    | 11,433,858 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |              |               | 純資産合計      |
|------------------------------|-----------------------|----------|--------------|---------------|------------|
|                              | 繰延ヘッジ損益               | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高                    | 17,027                | △21,918  | △126,463     | △131,354      | 10,101,299 |
| 当 期 変 動 額                    |                       |          |              |               |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |          |              |               | △991,577   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                       |          |              |               | 2,192,889  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |          |              |               | △107       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額（純 額） | △16,456               | △739,602 | △57,337      | △813,395      | △813,395   |
| 当 期 変 動 額 合 計                | △16,456               | △739,602 | △57,337      | △813,395      | 387,808    |
| 当 期 末 残 高                    | 570                   | △761,520 | △183,800     | △944,750      | 10,489,108 |

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称 SHOEI (EUROPA) GMBH  
SHOEI DISTRIBUTION GMBH  
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION  
SHOEI ITALIA S. R. L.

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、6月30日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. デリバティブの評価基準 時価法によっております。

及び評価方法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品 当社は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。在外連結子会社は主に移動平均法による低価法によっております。
- ・仕掛品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 当社

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

在外連結子会社

定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については個別債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しており

- ロ. 賞与引当金 当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ハ. 退職給付における簡便法の採用 当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度及び一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…売掛金、予定取引
- ハ. ヘッジ方針 外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内でヘッジ取引を実行しております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 時価との比較分析により、四半期連結決算日及び連結決算日にその有効性評価を行っております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,395,258千円 |
| (2) 当座貸越契約         |             |

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,500,000千円 |
| 借入実行残高  | <u>一千円</u>  |
| 差引額     | 1,500,000千円 |



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 13,772千株      | 一千株          | 一千株          | 13,772千株     |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 0千株           | 0千株          | 一千株          | 0千株          |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加分61株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### 配当金支払額等

イ. 平成27年12月22日開催第59期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 991,577千円
- ・1株当たり配当金額 72円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月24日

ロ. 平成28年12月21日開催第60期定時株主総会決議予定による配当に関する事項

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 1,087,976千円
- ・1株当たり配当金額 79円
- ・基準日 平成28年9月30日
- ・効力発生日 平成28年12月22日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本割れのリスクのない短期的な預金等に限定し、また資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に内部資金または銀行短期借入により調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。またグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替リスクにさらされておりますが、基本的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の「(3)会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい

るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額 |
|---------------|----------------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 7,196,827      | 7,196,827 | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,226,441      |           |     |
| 貸倒引当金(※1)     | △5,121         |           |     |
|               | 1,221,320      | 1,221,320 | —   |
| 資産計           | 8,418,147      | 8,418,147 | —   |
| (1) 買掛金       | 581,543        | 581,543   | —   |
| (2) 未払金       | 247,741        | 247,741   | —   |
| (3) 未払法人税等    | 608,579        | 608,579   | —   |
| 負債計           | 1,437,865      | 1,437,865 | —   |
| デリバティブ取引(※2)  | 22,626         | 22,626    | —   |

(※1)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を計上しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 761円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 159円22銭 |

7. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度より法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.8%から、平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.4%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.2%となります。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が18,121千円、退職給付に係る調整累計額が4,075千円それぞれ減少し、繰延ヘッジ損益が11千円、法人税等調整額が14,057千円それぞれ増加しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 9 月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部         |           |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 流 動 資 産         | 6,718,001 | 流 動 負 債         | 1,829,811 |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,580,949 | 買 掛 金           | 595,379   |
| 売 掛 金           | 1,165,795 | 前 受 金           | 128,569   |
| 商 品 及 び 製 品     | 426,604   | 未 払 金           | 316,127   |
| 仕 掛 品           | 387,795   | 未 払 費 用         | 106,496   |
| 原材料及び貯蔵品        | 482,528   | 未 払 法 人 税 等     | 468,422   |
| 未 収 入 金         | 193,473   | 賞 与 引 当 金       | 196,400   |
| 前 払 費 用         | 81,024    | そ の 他           | 18,415    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 109,801   | 固 定 負 債         | 629,396   |
| 為 替 予 約         | 22,626    | 役員退職慰労引当金       | 292,677   |
| そ の 他           | 267,403   | 退 職 給 付 引 当 金   | 304,648   |
| 固 定 資 産         | 2,609,273 | 資 産 除 去 債 務     | 32,070    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,066,745 | 負 債 合 計         | 2,459,207 |
| 建 物             | 704,523   | 純 資 産 の 部       |           |
| 構 築 物           | 84,719    | 株 主 資 本         | 6,867,496 |
| 機 械 装 置         | 775,004   | 資 本 金           | 1,394,778 |
| 車 輜 運 搬 具       | 9,384     | 資 本 剰 余 金       | 391,621   |
| 工 具 器 具 備 品     | 179,542   | 資 本 準 備 金       | 391,621   |
| 土 地             | 211,544   | 利 益 剰 余 金       | 5,081,681 |
| 建 設 仮 勘 定       | 102,027   | 利 益 準 備 金       | 29,500    |
| 無 形 固 定 資 産     | 58,780    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 5,052,181 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 58,530    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 5,052,181 |
| そ の 他           | 250       | 自 己 株 式         | △585      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 483,747   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 570       |
| 関 係 会 社 株 式     | 16,108    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | 570       |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 262,848   | 純 資 産 合 計       | 6,868,066 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 180,960   | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 9,327,274 |
| そ の 他           | 23,830    |                 |           |
| 資 産 合 計         | 9,327,274 |                 |           |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 平成27年10月 1 日 )  
( 至 平成28年 9 月30 日 )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 12,869,682 |
| 売 上 原 価                 |         | 8,574,508  |
| 売 上 総 利 益               |         | 4,295,174  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,964,122  |
| 営 業 利 益                 |         | 2,331,051  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 532     |            |
| 為 替 差 益                 | 89,314  |            |
| そ の 他                   | 14,285  | 104,132    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 債 権 売 却 損               | 8,892   |            |
| そ の 他                   | 1,523   | 10,415     |
| 経 常 利 益                 |         | 2,424,768  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 644     | 644        |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 12,213  | 12,213     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 2,413,200  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 792,677 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △15,629 | 777,047    |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,636,152  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年10月1日  
至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |           |           |                  |      |                |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|------------------|------|----------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |           |                  | 自己株式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |      |                |
|                         |           |           |              |           | 繰越利益剰余金   |                  |      |                |
| 当 期 首 残 高               | 1,394,778 | 391,621   | 391,621      | 29,500    | 4,407,606 | 4,437,106        | △477 | 6,223,028      |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |           |           |                  |      |                |
| 剰余金の配当                  |           |           |              |           | △991,577  | △991,577         |      | △991,577       |
| 当 期 純 利 益               |           |           |              |           | 1,636,152 | 1,636,152        |      | 1,636,152      |
| 自己株式の取得                 |           |           |              |           |           |                  | △107 | △107           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |           |              |           |           |                  |      |                |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | —            | —         | 644,575   | 644,575          | △107 | 644,467        |
| 当 期 末 残 高               | 1,394,778 | 391,621   | 391,621      | 29,500    | 5,052,181 | 5,081,681        | △585 | 6,867,496      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |     |                 |  | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|-----|-----------------|--|-----------|
|                         | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | 評 差 | 価 額 ・ 等 換 合 算 計 |  |           |
| 当 期 首 残 高               | 17,027          |     | 17,027          |  | 6,240,056 |
| 当 期 変 動 額               |                 |     |                 |  |           |
| 剰余金の配当                  |                 |     |                 |  | △991,577  |
| 当 期 純 利 益               |                 |     |                 |  | 1,636,152 |
| 自己株式の取得                 |                 |     |                 |  | △107      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △16,456         |     | △16,456         |  | △16,456   |
| 当期変動額合計                 | △16,456         |     | △16,456         |  | 628,010   |
| 当 期 末 残 高               | 570             |     | 570             |  | 6,868,066 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                            |                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法        |                                                                                                                                                                                                                                             |
| 子会社株式                      | 移動平均法による原価法によっております。                                                                                                                                                                                                                        |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法      | 時価法によっております。                                                                                                                                                                                                                                |
| (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法       |                                                                                                                                                                                                                                             |
| 製品、仕掛品、原材料                 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。                                                                                                                                                                                     |
| (4) 固定資産の減価償却の方法           |                                                                                                                                                                                                                                             |
| ① 有形固定資産                   | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。                                                                                                                                                         |
| ② 無形固定資産                   | 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                            |
| ③ 少額減価償却資産                 | 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。                                                                                                                                                                                        |
| (5) 引当金の計上基準               |                                                                                                                                                                                                                                             |
| ① 貸倒引当金                    | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                            |
| ② 賞与引当金                    | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                                                                                                                                                                             |
| ③ 役員退職慰労引当金                | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。                                                                                                                                                                                                |
| ④ 退職給付引当金                  | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。                                                                                                                                                                                    |
| イ. 退職給付見込額の期間帰属方法          | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                                                                                                                                                             |
| ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 | 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生日から費用処理する方法を採用しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ハ. 退職給付における簡便法の採用          | 当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度については、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。                                                                                                                                                        |

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
② ヘッジ手段とヘッジ対象

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段・・・為替予約

- ③ ヘッジ方針

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減のため、「リスク管理方針」に基づくリスク極額以内でヘッジ取引を実行しております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法

時価との比較分析により、四半期決算日及び決算日にその有効性評価を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号、平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

610,735千円

短期金銭債務

74,437千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,258,897千円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っており、保証極額は以下の通りであります。

SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL

294,736千円 (2,600千ユーロ)

SHOEI DISTRIBUTION GMBH

56,680千円 (500千ユーロ)

SHOEI (EUROPA) GMBH

623,480千円 (5,500千ユーロ)

SHOEI ITALIA S. R. L.

56,680千円 (500千ユーロ)

(4) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極額

1,500,000千円

借入実行残高

一千円

差引額

1,500,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益

3,088,699千円

営業費用

383,401千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 0千株         | 0千株        | 一千株        | 0千株        |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買い取りによる増加分61株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産（流動）

|       |          |
|-------|----------|
| 賞与引当金 | 59,705千円 |
| 未払事業税 | 29,849千円 |
| その他   | 20,495千円 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）合計 | 110,050千円 |
|--------------|-----------|

|         |        |
|---------|--------|
| 繰延ヘッジ損益 | △249千円 |
|---------|--------|

|              |        |
|--------------|--------|
| 繰延税金負債（流動）合計 | △249千円 |
|--------------|--------|

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（流動）純額 | 109,801千円 |
|--------------|-----------|

#### 繰延税金資産（固定）

|           |          |
|-----------|----------|
| 役員退職慰労引当金 | 88,835千円 |
| 退職給付引当金   | 92,125千円 |
| その他       | 11,079千円 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（固定）合計 | 192,040千円 |
|--------------|-----------|

|        |           |
|--------|-----------|
| 評価性引当額 | △11,079千円 |
|--------|-----------|

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産（固定）合計 | 180,960千円 |
|--------------|-----------|

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.8%から、平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.4%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.2%となります。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が14,045千円減少し、繰延ヘッジ損益が11千円、法人税等調整額が14,057千円それぞれ増加しております。



## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社の名称                           | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関 係 内 容 |                                  | 取引の内容          | 取引金額<br>(千円) | 科 目     | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------|---------------------------|---------|----------------------------------|----------------|--------------|---------|--------------|
|     |                                 |                           | 役員等の兼任等 | 事業上の関係                           |                |              |         |              |
| 子会社 | SHOEI (EUROPA) GMBH             | 100                       | 取締役2名   | 当社が製造する製品の販売、欧州地域の代理店管理及びマーケティング | 製 品 の 販 売      | 101,214      | 売 掛 金   | 27,898       |
|     |                                 |                           |         |                                  | 代理店管理及びマーケティング | 150,632      | 未 払 金   | 14,178       |
|     |                                 |                           |         |                                  | 借入債務保証(注3)     | 623,480      | —       | —            |
| 子会社 | SHOEI DISTRIBUTION GMBH         | 100                       | —       | 当社が製造する製品の販売                     | 製 品 の 販 売      | 1,629,295    | 売 掛 金   | 340,364      |
|     |                                 |                           |         |                                  | 製品の販売関係費用等     | 3,669        | 未 収 入 金 | 836          |
|     |                                 |                           |         |                                  | 借入債務保証(注3)     | 56,680       | 未 払 金   | 63           |
| 子会社 | SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL  | 100                       | —       | 当社が製造する製品の販売                     | 製 品 の 販 売      | 1,337,508    | 売 掛 金   | 226,363      |
|     |                                 |                           |         |                                  | 製品の販売関係費用等     | 25,279       | 未 収 入 金 | 5,791        |
|     |                                 |                           |         |                                  | 借入債務保証(注3)     | 294,736      | —       | —            |
| 子会社 | SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION | 100                       | 取締役1名   | 当社が製造する製品の販売、北米地域の代理店管理及びマーケティング | 製 品 の 販 売      | 14,910       | 売 掛 金   | 4,458        |
|     |                                 |                           |         |                                  | 代理店管理及びマーケティング | 191,489      | 未 収 入 金 | 3,551        |
|     |                                 |                           |         |                                  |                |              | 未 払 金   | 54,404       |
| 子会社 | SHOEI ITALIA S. R. L.           | 100                       | —       | 当社が製造する製品の販売                     | 製 品 の 販 売      | 5,771        | 売 掛 金   | 4,770        |
|     |                                 |                           |         |                                  | 製品の販売関係費用等     | 267          | 未 収 入 金 | 249          |
|     |                                 |                           |         |                                  | 借入債務保証(注3)     | 56,680       | —       | —            |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 製品の販売価格などについては、市場価格、原価等を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 借入債務保証の金額は、金融機関からの借入に対する保証極度額であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 498円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 118円80銭 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株 式 会 社 S H O E I

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 茂 木 浩 之 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 澤 義 典 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHOEIの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHOEI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株 式 会 社   S H O E I

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人   トーマツ

指定有限責任社員   公認会計士   茂 木 浩 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員   公認会計士   宮 澤 義 典 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHOEIの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月25日

株 式 会 社 S H O E I      監 査 役 会

常 勤 監 査 役 石   黒   高   興   印

社 外 監 査 役 小   出   豊   印

社 外 監 査 役 山   上   欣   二   印

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第60期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の使途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金79円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,087,976,150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役山田勝氏、安河内曠文氏、平野明人氏及び小林慶一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役2名（うち1名は社外取締役）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※1        | た ひ ら じゅん じ<br>多比良 淳 二<br>(昭和38年12月14日生)  | 平成19年12月 当社入社<br>平成20年12月 当社総務部長<br>平成28年7月 当社総務部長兼内部監査室長<br>(現任)                                                                                                       | 3,000株         |
| 2         | こ ばやし けいいちろう<br>小 林 慶一郎<br>(昭和41年11月23日生) | 平成3年4月 通商産業省（現・経済産業省）<br>入省<br>平成19年6月 経済産業研究所上席研究員<br>平成22年8月 一橋大学経済研究所教授<br>平成25年4月 慶應義塾大学経済学部教授（現<br>任）<br>平成25年4月 経済産業研究所ファカルティフ<br>ェロー（現任）<br>平成26年12月 当社社外取締役（現任） | —              |

※印は新任取締役候補者であります。

(注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2)小林慶一郎氏は、社外取締役候補者であります。

(注3)小林慶一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

小林慶一郎氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、中央省庁又は経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見を有しております。それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に活かしたく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注4)小林慶一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

(注5)小林慶一郎氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を継続する予定であります。

(注6)当社は、小林慶一郎氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役石黒高興氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、これに伴い、後任監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、平野明人氏は石黒高興氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )              | 略歴、当社における地位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                        | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ※ ひらの 野 明 ひと 人<br>(昭和31年3月29日生) | 平成10年5月 当社入社<br>平成15年10月 当社経営企画部長<br>平成20年4月 当社経営管理部長<br>平成20年12月 当社取締役管理本部長<br>平成26年10月 当社取締役経営管理部長<br>平成28年7月 当社取締役(現任) | 5,000株            |

※印は新任監査役候補者であります。

(注)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役山田勝、安河内曠文の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。また、監査役石黒高興氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、各氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金規程」の基準の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと思います。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名       | 略 歴                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 山 田 勝     | 平成10年3月 当社代表取締役社長<br>平成20年12月 当社代表取締役会長(現任)                                    |
| 安 河 内 曠 文 | 平成12年12月 当社取締役<br>平成16年12月 当社常務取締役<br>平成20年12月 当社代表取締役社長<br>平成28年10月 当社取締役(現任) |
| 石 黒 高 興   | 平成23年12月 当社常勤監査役(現任)                                                           |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

## 会 場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 7階 中会議室  
東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

## 交通案内

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅（A1出口）  | 徒歩3分 |
| 地下鉄都営三田線 神保町駅（A8出口）       | 徒歩5分 |
| 東京メトロ東西線 竹橋駅（北の丸公園側出口 1b） | 徒歩5分 |
| 東京メトロ東西線 九段下駅（6番出口）       | 徒歩7分 |

